



Lalit Vanjani & Co.



インドにおいてビジネス活動をする日系企業・インド子会社が直面する次のような取引について、今般のインド税務及び司法裁判におけるインドの課税関係に関するセミナーを開催致します。

1. 銀行融資に対するインド子会社が日本親会社に支払う保証料
2. インフラストラクチャー・プロジェクトに関してインド公的政府機関と締結した機器供給・役務提供の契約履行において、司法裁判・仲裁手続の下で発生した商事紛争について日本企業が受け取った補償金

日付：12月14日(水曜日) インド時間：15:30-17:00(セミナー)

開催方法：オフライン形式 + オンライン形式(Webex) 解説方法：日本語で

この度弊社と東京のアスト税理士法人がインドの Lalit Vanjani & Co. Chartered Accounts の協力を得て次の課題について共同セミナーを開催させて頂きたく存じます。

セッション 1 - インド子会社が銀行から融資を受ける場合に、保証人となる外国法人・親会社に対して保証料を支払うときの所得税及び物品サービス税の課税関係に関する課題

インド子会社・グループ会社が銀行から融資を受ける場合には、日本の親会社が当該借入れに対して保証人となるのが一般的です。当該保証に対して、日本の親会社はインド子会社・グループ会社に対して保証料を請求します。インドの所得税法及び物品サービス税(「GST」)法において、当該保証料が課税対象となります。

本セッションにおいて上記の保証料の課税関係の課題について解説致します。

セッション 2 - 司法裁判・仲裁手続の下で、日本企業がインド公的企業から受け取った補償に対するインドの課税関係

現在、日本の法人は、インドにおいて鉄道、地下鉄、高速道路建設、電力プロジェクト等のさまざまなインフラストラクチャー・プロジェクトで機器の供給/役務提供するために、インド公的政府機関との契約締結が増加しています。

この場合に、次のいずれかの理由により、商事紛争が発生する可能性があります：

- インドの現地企業によるプロジェクト実施に起る遅延；
- プロジェクトの承認に掛かる長時間によるコストの増加；
- インド公的政府機関によるプロジェクトの最終承認の遅延；
- 報酬・料金等の支払いの遅れによる追加補償の請求の発生；または
- 日本企業等から提供された図面・設計・技術等の無断使用等の場合

このような状況において、日本の供給者・役務提供者は、インドの企業に対して司法裁判・仲裁手続を起し、利息と共に補償金を獲得する可能性があります。本セッションにおいて、司法裁判の判決または仲裁手続の結果として日本企業が受け取る当該補償に対するインドの課税関係について解説致します。

発表後、Q&A セッションも設け、該当の専門家と一緒に皆様のご質問へお答え致します。

《講師》

- アスト税理士法人 代表社員税理士 松木寛
- Lalit Vanjani & Co. パートナー アンシュル・クマール
- Yarana Trading & Services Private Limited 日印ビジネス関係コンサルタント タランヌム・カーン

《受講料》 無料

《申込み方法》「JCCII セミナー」を件名にし、下記事項を記載した上、タランヌム宛て(tarannum@indokuni.com)に、ご連絡下さい。ご参加申し込みメールの返信の形で、セミナー開催のウェブ会議のリンク(Webex)をお送りします。

1. 参加者氏名
2. 社名
3. タイトル及び電話番号
4. ご参加される方法：オフラインまたはオンライン

連絡先

Tel: +91-88-2601-3131 タランヌム・カーン(日本語可)

*お申し込み後にご参加いただけなくなった場合には、ご連絡ください。

御多忙の折と存じますが、ご視聴を賜りたく謹んでご案内申し上げます

何卒よろしくお願い致します

本セミナーは一般の方を対象としておりますので、競合企業の方のご登録はご遠慮ください。